

熊本市町内自治会組織の 運営に関するガイドライン

05 熊本市の町内自治会に対する支援 編



5 熊本市の町内自治会に対する 支援 編

- 区役所による支援・・・・・・・・・・・・・ 1
- 区役所の組織について・・・・・・・・・・・・・ 2
- まちづくりセンターの役割・・・・・・・・・・・・・ 3
- ①町内自治振興等補助金
（町内自治会補助、防犯灯補助）・・・・・・・・ 4
- ②ごみステーション管理支援補助金
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ③ごみステーション施設整備補助金
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

5 熊本市の町内自治会に対する支援 編



区役所による支援

・区役所による支援

5つの区役所は、地域住民の皆さまとの協働による区におけるまちづくりを推進するとともに、地域住民に最も身近な機関であるまちづくりセンターでは、地域コミュニティの活性化を促し、住民自らの創意工夫による自主自立のまちづくりを支援しています。

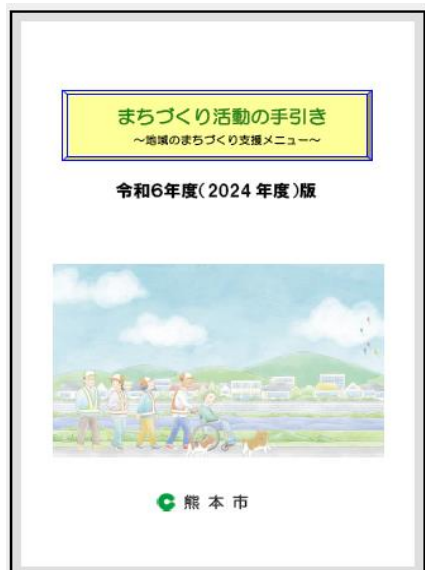
町内自治会のお困りごとや相談したいことは、区役所総務企画課やまちづくりセンターにご連絡ください。町内自治会が抱える課題が解決できるよう、一緒に考えていきます。→区役所の組織について・・・P2

・町内自治会の活動支援

町内自治会において、地域活動などを進めるにあたって、資金や会場が必要などの課題を抱えられていると思います。その課題を解決するために熊本市では様々な支援メニューを用意しており、「まちづくり活動の手引き～地域のまちづくり支援メニュー～」として取りまとめているので、是非ご活用ください。（毎年5月頃に新年度版を熊本市ホームページでもご覧いただけます。）

詳細の支援内容や、補助金の申請書の書き方等、不明な点につきましては、担当する課にお尋ねいただきますようお願いいたします。

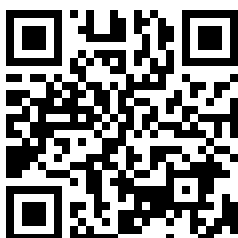
P3からは、この中でも町内自治会の補助金で代表的な「町内自治振興等補助金（防犯灯含む）」、「ごみステーション補助金」について説明しています。



①町内自治振興等補助金（防犯灯含む）・・・4～9P

②ごみステーション管理支援補助金・・・10P

③ごみステーション施設整備補助金・・・11P



まちづくり活動の
手引きはコチラから

5 熊本市の町内自治会に対する支援 編



区役所の組織について

主な取扱業務	組 織
区の重要施策の立案や総合調整、地域コミュニティ活動支援、町内自治会、防災、交通安全、防犯、環境（ゴミステーションなど）、相談窓口、区選挙に関する事 など	総務企画課 【区選挙管理委員会】
戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、パスポート申請・交付、マイナンバーカード、公的個人認証サービス（電子証明書の発行）など	区民課
地域コミュニティ活動支援、町内自治会及び校区自治協議会等の相談や支援、地域の相談、要望、陳情等に関する事、行政情報の提供 など	まちづくりセンター
戸籍・住民登録、印鑑証明書の発行 国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金・高齢者・障がい者福祉・こども医療費の助成（ひまわりカード）に関する一部事務	総合出張所 （託麻・河内・芳野分室・天明・幸田・城南・清水・龍田）
介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、福祉相談など	福祉課 【福祉事務所】
生活保護法関係業務	保護課 【福祉事務所】
健康づくり、母子保健、成人保健、精神保健、歯科保健、栄養改善・食育推進、児童福祉、児童手当、保育園入所受付 など	保健こども課 【福祉事務所】
道路・河川・公園等の維持管理、道路関係照明の発行 など	土木センター
市民税申告、軽自動車税の申告及び課税標識（原付等のナンバープレート）の交付、市税の相談、市税に関する証明発行など	税務室

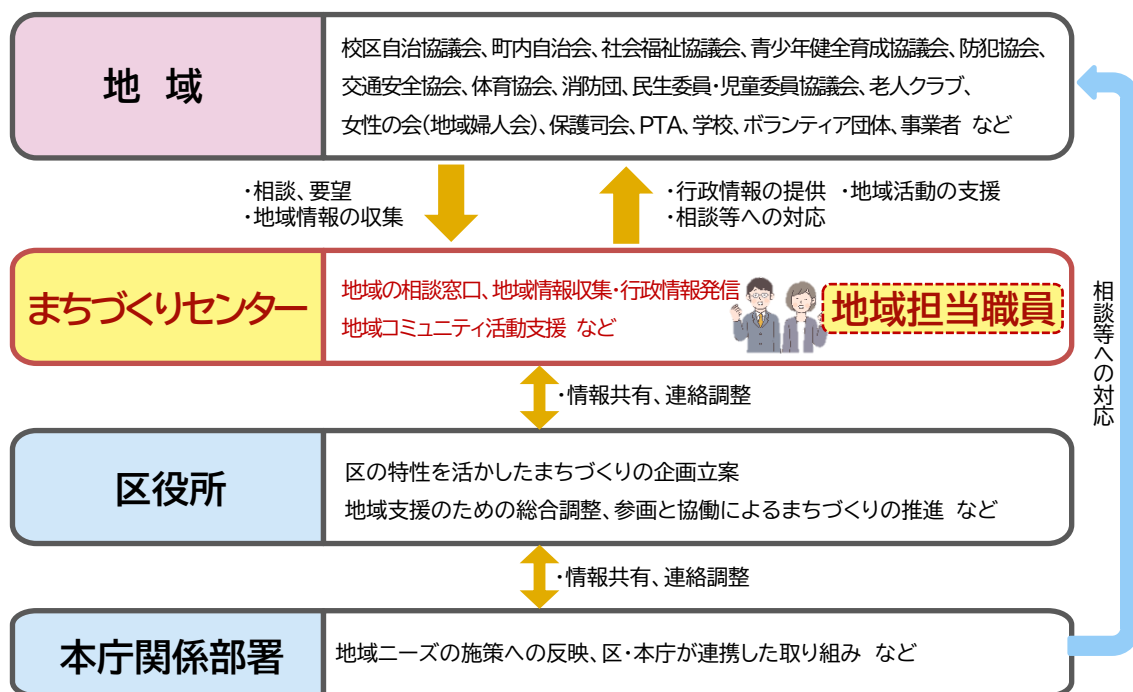
5 熊本市の町内自治会に対する支援 編

まちづくりセンターの役割

・まちづくりセンターとは

本市では、平成29年4月に17のまちづくりセンターを設置し、地域活動の支援を専任で担当する地域担当職員を配置し、地域づくりを支える行政の支援体制を強化しました。

各まちづくりセンターは地域担当職員を通じて、より行政と地域が近い距離でまちづくりに関する支援や、各種相談に対応しています。地域の住民同士で支えあって安心して暮らせるまちづくりを、情報共有し、話し合い、アイデアを出し合いながら一緒に進めていきます。



・地域担当職員の町内自治会に対する支援

地域担当職員は、地域が抱える課題を地域のみなさんに寄り添いながら解決する役割を担っています。

これまでも、町内自治会内で発生する身近な諸問題（公園・道路・福祉・環境など）について、市役所の関係部署などとの連絡調整や解決に繋がるアイデアの提供など、地域に合わせた支援を行っています。

地域人材の発掘や育成、企業などとの連携など、地域を活性化するために、町内自治会と一緒に課題に取り組んでまいりますので、お気軽にまちづくりセンターにご相談ください。

5 熊本市の町内自治会に対する支援 編



①町内自治振興等補助金 (町内自治会補助、防犯灯補助)

町内自治振興等補助金の計算方法が変更になります

町内自治会は、日常生活の中で発生する地域の課題を互いに協力し合いながら解決し、地域毎に特色のある住み良いまちづくりを進められるなど、本市の目指す自主自立のまちづくりや市政・まちづくりの推進においても欠かせない存在です。

地域コミュニティにおいて、重要な役割を担っていただいている町内自治会の持続可能な運営ができるよう、運営費用の一部を支援する補助金を交付しています。

【補助金額の計算方法】

- ・補助金額は、「加入世帯数」を基とし、『均等割・係数割の合算額』を上限とします。
- ・また、加入世帯数については、令和6年度までは「町内自治会からの報告世帯数」としていましたが、令和8年度より町内自治会の『前年度に徴収した町内自治会費の世帯数を加入世帯』としました。
(令和7年度は暫定期間のため、従前の算定方法となります。)
- ・確認方法は、申請時に前年度の決算資料を添付いただき、規約に記載された「町内自治会費」で割戻し、加入世帯数を算出いたします。

○町内自治振興等補助金額

	単位	算定世帯数	年額
均等割	1町内自治会あたり	200世帯以下	60,000円
		201世帯～400世帯	65,000円
		401世帯～800世帯	70,000円
		801世帯以上	75,000円
係数割	1世帯あたり		600円

【令和8年度からの世帯数値の算定方法例】

決算書

項目	予算額	決算額	比較	説明
会費	560,000	568,800	8,800	3,600円/年 × 158世帯

$568,800円 \div 3,600円/年 = 158世帯$

$(係数割)600円 \times 158世帯 + (均等割)60,000円 = (上限額) 154,800円$

【補助対象事業】

町内自治会で実施している事業を、補助金で支援すべき4つの活動に整理しました。

- ・安全・安心な地域づくりに資する活動
- ・地域の活性化や課題解決につながる活動
- ・住民自治の基礎となる町内自治会等の組織維持に関する活動
- ・行政情報の発信及び行政事業の連絡調整に関する活動

※補助金申請のために改めてこの活動を作る必要はありません。補助金を交付するルールとして定めたものです。

【補助対象経費】

補助対象事業に必要な会議費や事務費、レクリエーション経費、役員報酬などを「補助対象経費」とします。

なお、以下の経費は補助対象外とします。

- ・他に市からの補助等がある経費（ごみステーション管理支援補助金など）
- ・冠婚葬祭経費（香典・お祝い金など、直接的な個人への資金提供）
- ・寄付金（緑の募金、赤い羽根募金、災害等での義援金などの寄付金）
- ・宴会経費（直接的な飲食店での宴会代）

※補助対象外経費については、予算書・決算書の内訳（備考欄）等の記載事項を確認させていただきます。

・防犯灯設置割当額

町内自治会が管理する防犯灯の維持管理に係る費用について補助します。

これまで、「4月1日以降に設置された防犯灯」も随時受付していましたが、申請数が少ないこと及び申請者の負担を減らすため、翌年度分からの補助対象とし、申請は年1回としました。

○防犯灯補助金額

	年額（1棟あたり）				
	防犯灯の区分	10W以下	20W以下	40W以下	40W超
防犯灯が設置された期間	4/1まで	1,200円	1,400円	1,800円	2,000円
	4/21～5/31	800円	1,050円	1,350円	1,500円
	7/1～9/30	令和7年度より年1回の申請となります。			
	10/1～12/31	300円	350円	450円	500円

【町内自治振興補助金及び防犯灯補助金の申込様式（表）】

様式第5号(第7条関係)

町内自治振興等補助金交付申込書兼補助金請求委任兼口座振込依頼書

令和〇年 〇月 〇日

熊本市長(宛)

住 所 熊本市〇〇区〇〇〇丁目〇-〇
町内自治会名 〇〇校区第〇町内自治会
(フリガナ)
代表者名 会 長 〇〇 〇〇 印
生年月日 昭和〇〇年 〇月 〇日

令和 〇年度町内自治振興等補助金の交付について、町内自治振興等補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり申し込みます。

1 町内自治振興補助金

○補助金算定用 町内自治会等加入世帯数

世帯 …① (世帯数算定シート参照)

○町内自治会が把握する 4/1 付の町内自治会等加入世帯数

世帯

2 防犯灯補助金

防 犯 灯 の 区 分	灯 数			
	契約電力が 10ワット以下のもの	契約電力が 10ワットを超え、 20ワット以下のもの	契約電力が 20ワットを超え、 40ワット以下のもの	契約電力が 40ワット以上のもの
4月1日までに 設置されている防犯灯	灯	灯	灯	灯

申込者は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため熊本県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申込人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は、補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

【町内自治振興補助金及び防犯灯補助金の申込様式（裏）】

様式第5号(第7条関係)

熊本市が交付する令和 年度町内自治振興等補助金の請求を熊本市 区総務企画課長に委任します。上記補助金の支払いについては、事務の都合上、下記口座名義人の預金口座への振込を依頼します。

また、口座名義が申込者と異なる場合は、下記口座名義人に、熊本市から交付される補助金の受領に関する権限を委任します。

金 融 機 関 名				種別	口 座 番 号						
@@@	銀行 信用金庫 農協 労働金庫	@@@	本店 支店 出張所 支所	普通	0	0	0	0	0	0	0
フリガナ	@@@@@@@@@@@@@@@@										
口座名義	@@@@@@@@@@@@@@@@										

注意)口座名義については、通帳に記載されているとおりにご記入ください。
※ゆうちょ銀行をお持ちの方は、通帳見開きページ下部にある「店名」「店番」「預金種目」「口座番号」をご記入ください。

【世帯数算定シート】

	町内会費 収入額(年額・合計)		町内会費 単価(年額)		世帯数
正規金額世帯		÷		=	
減額世帯 (学生・集合住 宅・マンション 等)		÷		=	
		÷		=	
		÷		=	
		÷		=	
賛助会員 (企業等)		÷		=	
免除世帯		÷		=	
合計	円				世帯

…①

※各行の「世帯」については、整数で記載(端数切り上げ)
※免除世帯は補助金算定の世帯数に含むことができます。
ただし、免除世帯については免除対象者名簿を作成・保管してください。
市から名簿の提出をお願いする場合があります。

※この決算書は様式ではなく参考で作成しています。費目項目や備考内容は自治会により異なります。

令和8年度 ○○校区第○町内 自治会 予算書

令和8 年4月1日～ 令和9 年3月31日

令和8 年 3 月作成
(単位:円)

《収入の部》

費目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考(主な内訳)
1 町内会費	1,976,000	1,926,000	50,000	
2 市助成金			0	町内自治振興補助金: 423,000 円 内訳 均等割 70,000 円 係数割 480 世帯×600 円 防犯灯補助金: 0 円 ごみステーション管理支援補助金: 65,000 円 公園愛護会助成金: 0 円
3 寄付金・還付金等			0	緑の募金、赤十字、共同募金ほか
4 その他・雑収入			0	銀行利息ほか
5 前年度繰越金			0	預金○○円、現金○○円
合 計				1～5 の合計

★重要

経費の内訳（特に補助対象外経費）を確認しますので、内訳の記載をお願いいたします。
また、記載がない場合は、補助金算定のため詳細を聞き取らせていただく場合があります。
また、詳細を記載いただくことで、町内会の皆さんにも説明しやすい会計資料となりますので詳細の記載をお願いいたします。

《支出の部》

(単位:円)

費目		本年度予算額	前年度予算額	増減	備考(主な内訳)
1 事務費	(1)会議費	10,000	10,000	0	役員会 2500円×2回 総会 2500円×2回
	(2)事務費	100,000	100,000	0	消耗品費 50000円、交通費 5000円、通信費45000円
	(3)報酬費	280,000	280,000	0	役員報酬 会長12万円・副会長3万円×2・会計6万円・監査1万円×2、その他役員1万円×2
	(4)報償費	100,000	100,000	0	謝礼金10000円×5人、敬老会記念品 5000円×10個
	(5)渉外費			0	
	(6)負担金・寄付金	30,000	30,000	0	緑の募金1万円、共同募金1万円、日赤1万円
	(7)その他	0	0	0	
	小 計	520,000	520,000	0	事務費の(1)～(7)までの合計
2 事業費	(1)環境衛生費	100000	100000	0	町内清掃 3万円、ごみステーション管理7万円
	(2)クラブ活動費	100000	100000	0	老人会 5万円、子ども会 5万円
	(3)体育レクリエーション費	200000	200000	0	体育祭 10万円、盆踊り 10万円
	(4)慶弔費	50000	50000	0	敬老の祝金 1万円×3人、入学・卒業祝金 1万円×2人
	(5)防犯灯管理費	100000	100000	0	修繕費 48000円、防犯灯電気料金 52000円等
	(6)防犯消防費	30000	30000	0	防犯協会援助費 1万円、防犯見回り経費等 2万円
	(7)交通安全対策費	20000	20000	0	交通安全運動等に要する経費 2万円
	(8)各種団体負担金	300,000	300,000	0	校区自治協議会 10万円、校区社会福祉協議会他20万円
	(9)その他	50000	50000	0	体育祭打ち上げ代5万円(半額負担)
	小 計	950,000	950,000	0	事業費の(1)～(9)までの合計
3 維持管理費	(1)借上料	0	0	0	事務所および土地借り上げ料等
	(2)光熱水料費	180000	180000	0	公民館電気代108000円 上下水道料金48000円、燃料費24000円
	(3)その他	50000	0	50,000	営繕費 5万円
	小 計	230,000	180,000	50,000	維持管理費の(1)～(3)までの合計
4 積立金		300000	300000	0	公民館修繕及び建て替え積立金等
5 予備費		402000	352,000	50,000	本年度予算での予備のための経費
合 計		2,402,000	2,302,000	100,000	1～5 の合計

※この決算書は様式ではなく参考で作成しています。費目項目や備考内容は自治会により異なります。

令和7年度 OO校区第〇町内 自治会 決算書

令和7年4月1日～ 令和8年3月31日

令和8年 3月作成

《収入の部》 (単位:円)

費目	予算額	決算額	差	備考(主な内訳)
1 町内会費	1,926,000	1,976,000	50,000	
2 市助成金	423,000	423,000	0	町内自治振興補助金: 423,000 円 係数割 70,000 円 世帯割 480 世帯×600 円 防犯灯補助金: 0 円 ごみステーション管理支援補助金: 65,000 円 公園愛護会助成金: 0 円
3 募金・還付金等	30,000	30,000	0	緑の募金1万円、赤十字1万円、共同募金1万円
4 その他・雑収入	1,000	100	△ 900	銀行利息ほか
5 前年度繰越金	360,000	360,000	0	
合 計	2,740,000	2,789,100	49,100	《1～5の合計》

《支出の部》 (単位:円)

費目		予算額	決算額	差異	備考(主な内訳)
1 事務費	(1)会議費	10,000	8,000	△ 2,000	役員会 2000円×2回 総会 2000円×2回
	(2)事務費	100,000	68,000	△ 32,000	消耗品費 40000円、交通費 3000円、通信費 25000円
	(3)報酬費	280,000	280,000	0	役員報酬 会長12万円・副会長3万円×2・会計6万円・監査1万円×2、その他役員1万円×2
	(4)報償費	100,000	70,000	△ 30,000	謝礼金10000円×5人、敬老会記念品 4000円×5個
	(5)渉外費	0	0	0	
	(6)負担金	30,000	30,000	0	緑の募金1万円、共同募金1万円、日赤1万円
	(7)その他	0	0	0	
	小 計	520,000	456,000	△ 64,000	事務費の(1)～(7)までの合計
2 事業費	(1)環境衛生費	100,000	100,000	0	町内清掃 3万円、ごみステーション管理7万円
	(2)くらしの支援費	100,000	100,000	0	老人会 5万円、子ども会 5万円
	(3)体育費	100,000	100,000	0	体育祭 10万円、盆踊り 10万円
	(4)慶弔費	100,000	100,000	0	敬老の祝い 1万円×3人、入学・卒業祝い 1万円×2人
	(5)防犯費	100,000	100,000	0	修繕費 48000円、防犯灯電気料金 52000円等
	(6)防犯費	100,000	100,000	0	防犯協会援助費 1万円、防犯見回り経費等 2万円
	(7)交通安全費	100,000	100,000	0	交通安全運動等に要する経費 2万円
	(8)各種雑費	100,000	100,000	0	校区自治協議会 10万円、校区社会福祉協議会他20万円
	(9)その他	100,000	100,000	0	体育祭打ち上げ代5万円(半額負担)
3 維持管理費	(1)借入金	100,000	100,000	0	集会所及び土地借上げ料等
	(2)光熱費	100,000	176,000	△ 4,000	集会所電気代 108000円、水道代 68000円等
	(3)その他	100,000	20,000	20,000	営繕費20000円
	小 計	180,000	196,000	16,000	維持管理費の(1)～(3)までの合計
4	積立金	300,000	300,000	0	公民館修繕及び建て替え積立金
5	予備費	352,000	0	△ 352,000	本年度予算での予備のための経費
合 計		2,302,000	1,902,000	△ 400,000	1～5 の合計

収入合計 支出合計 余剰金

2,789,100 - 1,902,000 = 887,100 円 余剰金は次年度へ繰り越します。

以上のとおり、年度の決算を報告します。

5 熊本市の町内自治会に対する支援 編

②ごみステーション管理支援補助金

地域のごみステーションの維持・管理にかかる経費に対して補助金を交付しています。

毎年4月1日現在の町内自治会等の世帯数（自治会加入世帯のみでなく区域内で把握している世帯数）に応じて算出した補助金額又は予算書の支出額のいずれか低い額が補助金額となります。

○町内世帯数に応じた補助金額

4月1日現在の町内自治会等世帯数	補助金額
200世帯以下	55,000円以内
201世帯以上～400世帯以下	60,000円以内
401世帯以上～600世帯以下	65,000円以内
601世帯以上～800世帯以下	70,000円以内
801世帯以上～1,000世帯以下	75,000円以内
1,001世帯以上～1,200世帯以下	80,000円以内
1,201世帯以上～1,400世帯以下	85,000円以内
1,401世帯以上～1,600世帯以下	90,000円以内
1,601世帯以上～1,800世帯以下	95,000円以内
1,801世帯以上	100,000円以内

○対象となる経費

- ①ごみステーションの美化清掃に使用のごみ袋、ほうき、ちりとり等の購入に要する経費
- ②ごみステーションを動物等から保護するために使用するネット、シート、網カゴ等の購入に要する費用及び補修に要する経費
- ③ごみステーションでの排出指導及び分別指導をするために要する経費
- ④ごみステーションへのルール違反对策としての看板作成、人感ライト等の購入及び啓発チラシ等の作成に要する経費
- ⑤ごみステーションの管理区域に係るごみカレンダーの配布に要する経費
- ⑥上記活動に共通する経費としての消耗品費、印刷製本費、通信費、会場使用料、土地賃借料等

【お問い合わせ先】廃棄物計画課
電話番号：096-328-2359

5 熊本市の町内自治会に対する支援 編

③ごみステーション施設整備補助金

地域の良好な生活環境の向上を図るため、一般家庭から出るごみを収容するための施設の購入及び設置に対して補助金を交付します。

○交付対象となる施設

次の要件をいずれも満たす施設に対して補助します。

- (1) 構造上設置から3年以上使用できる耐久性があるもの。
- (2) 原則10世帯以上が利用する施設で、利用世帯のごみが収容できる大きさのもの。
- (3) 衛生的かつ鳥獣等によるごみの散乱を防止できる構造のもの。
- (4) ごみステーションに設置されるもので、管理者又は利用者により適切に管理されるもの。
- (5) 土地等の占用・使用許可又は土地を使用することにつき権限を有する者の承諾を得られた場所に設置されるもの。

○補助金の額

設置費用（消費税を含む）の2分の1（100円未満の端数は切り捨て）
限度額 50,000 円

※年度内で先着 20 件まで

※原則、年度内で1町内自治会等に対し1件まで

※他の補助制度を利用して購入する施設は対象外です。



施設設置時の注意

◆ごみステーション施設を設置する場所を確保しましょう。

ごみステーション施設の補助金を申請する際には、施設を設置する土地の履歴事項全部証明書、土地の占有・使用許可及び土地を使用することにつき権限を有する者の承諾書が必要になります。事前に施設設置予定の土地の所有者または管理者を調べ、土地の使用が可能かどうかを確認し許可をもらいましょう。（土地の所有者については、法務局で土地の履歴事項全部証明書を取得してご確認ください！）

【お問い合わせ先】 廃棄物計画課

電話番号：096-328-2359